

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）包摂的コミュニティプラットフォームの構築  
委託研究開発契約事務処理説明書 新旧対照表

2024年4月24日

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

頁	新	旧	備考
	Ⅱ. 委託研究開発契約の概要		
	5. 研究開発機関の責務等について		
P14	(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了 不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、NIBIOHN は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラム（e-ラーニング教材（eAPRIN（イー・エイプリン））等）の履修・修了を義務付けることとします。	(2) 研究倫理教育プログラムの履修・修了 不正行為・不正使用・不正受給を未然に防止する取組みの一環として、NIBIOHN は、事業に参画する研究者に対して、研究倫理教育に関するプログラム（e-ラーニング教材（eAPRIN（イー・エイプリン）））の履修・修了を義務付けることとします。	eAPRIN に限定するものではないため
	Ⅲ. 委託研究開発契約の変更・中止・一時停止の手続		
	1. 委託研究開発契約の変更の種別 「契約変更に係る手続き」の表 ②変更承認の通知		
P17	③再委託契約を行う場合、 <b>統括機関</b> 分と再委託分の間での配分額の変更	③再委託契約を行う場合、代表機関分と再委託分の間での配分額の変更	表現の統一（代表機関→統括機関） 他の頁も同様に修正
	Ⅳ. 執行について		
	2. 委託研究開発の予算費目 旅費		
P22	「研究開発参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】記載の研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費、 <b>臨床研究等における被験者及び介助者に係る旅費など</b>	「研究開発参加者リスト」【計画様式 1 付属資料 1】記載の研究開発参加者に係る旅費、外部専門家等の招聘対象者に係る旅費など	事例追加
	2. 委託研究開発の予算費目 その他		
P22	・・・保守費用、ソフトウェア等ライセンス使用料、クラウド利用料、 <b>研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）</b> など	・・・保守費用、ソフトウェア等ライセンス使用料、クラウド利用料等	事例追加
	4. 直接経費の取扱い		
	(2) <旅費>		
	⑦旅費における証拠書類等		
P32	(ii) 渡航雑費 渡航雑費で認められるものは、以下のとおりです。 傷害保険料、パスポート交付手数料（費用負担は、5年用を上限とします。）、査証手数料、発券手数料、予防注射料、国内外の空港施設使用料、 <b>ESTA(電子渡航認証システム)申請費</b> 等。	(ii) 渡航雑費 渡航雑費で認められるものは、以下のとおりです。 傷害保険料、パスポート交付手数料（費用負担は、5年用を上限とします。）、査証手数料、発券手数料、予防注射料、国内外の空港施設使用料等。	事例追加
	(3) <人件費・謝金>		

頁	新	旧	備考
	⑤人件費に係る健保等級単価について		
	(ii) 人件費単価一覧表 (時間単価用)		
P43	<p>&lt;派遣&gt;  <b>健保等級単価の適用はできません。契約書に基づく年俸、月給、日給、時給の記載およびそれぞれの割り増し等毎の契約額での計上とします。</b></p>	<p>&lt;派遣&gt;  直接雇用者の健保等級適用者以外の算出方法を適用します。但し、年俸、月給、日給、時給の記載はそれぞれの単位の契約額と読み替えます。</p>	健保等級単価適用に関する見直し
	(iii) 人件費単価一覧表 (専従者用)		
P43	<p>&lt;直接雇用者&gt;  .....  健保等級適用者は、一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。  <b>欠勤等により給与支給額に減額がある場合には、この単価から当該月の就業日数における日割りでの減額を行ってください。</b></p>	<p>&lt;直接雇用者&gt;  .....  健保等級適用者は、一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。なお、雇用形態が時給制・日給制であっても健保等級を保有していれば専従者として研究員登録が可能です。この場合も、同様に一覧表に記載された月額の人件費単価を使用してください。  健保等級非適用者は、実績単価にて算出してください。健保等級を保有しない時給制・日給制の健保等級非適用者は専従者として登録できません。</p>	同上
P43	<p>&lt;派遣&gt;  <b>健保等級単価の適用はできません。契約書に基づく年俸、月給、日給、時給の記載およびそれぞれの割り増し等毎の契約額での計上とします。</b></p>	<p>&lt;派遣&gt;  派遣契約額から月額を算出してください。  雇用形態が時給制・日給制の場合、専従者として研究員登録はできません。</p>	同上
	5. その他の直接経費に係る留意事項		
	(3) 直接経費の収支管理		
P54	<p>●研究開発機関において物品調達を行った際に納入遅延金が発生する場合、研究者自身が著者（編集者）である本を直接経費で購入した場合における印税収入等は、<b>収入として計上してください。なお、その収入は直接経費に充当することはできず、返金することになりますので、ご注意ください。</b></p>	<p>●研究開発機関において物品調達を行った際に納入遅延金が発生する場合、研究者自身が著者（編集者）である本を直接経費で購入した場合における印税収入等は、収支簿の収入として計上してください。収入として計上されないときはその旨を速やかに NIBIOHN へ連絡してください。その連絡をもとに、NIBIOHN より研究開発機関に対し返金通知書を発行します。研究開発機関は当該通知に基づき、納入遅延金や印税収入を NIBIOHN へ返金してください。納入遅延金、印税収入以外の収入については、NIBIOHN へ連絡してください。</p>	納入遅延金、印税収入の返金について明確化
	8. 委託研究開発費の NIBIOHN から研究開発機関への支払いについて		
	(5) スケジュール		
P61	<b>2024 年度のスケジュール等は下記のとおりです。</b>	省略	スケジュール更新

頁	新	旧	備考
	<p>2024 年</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●4 月下旬… 2024 年度委託研究開発費に関する覚書の締結 (研究開発機関・NIBIOHN)</li> <li>●4 月下旬… 委託研究開発費の請求 1 回目 (研究開発機関→NIBIOHN)</li> <li>●5 月上旬頃… 支払い手続(NIBIOHN→研究開発機関)</li> <li>●5 月 31 日迄… 2023 年度委託研究開発実績報告書等の提出 (研究開発機関→NIBIOHN)</li> <li>●6 月~7 月頃… 2023 年度確定検査 (研究開発機関・NIBIOHN)</li> <li>●9 月下旬… 2024 年度委託研究開発費に関する変更覚書の締結(必要に応じて。研究開発機関・NIBIOHN)</li> <li>●10 月上旬頃… 委託研究開発費の請求 2 回目(研究開発機関→NIBIOHN)</li> <li>●11 月上旬頃… 支払い手続(NIBIOHN→研究開発機関)</li> <li>●10 月~11 月頃… 2024 年度中間検査(研究開発機関・NIBIOHN)</li> </ul> <p>繰越を行う研究開発機関</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●12 月 23 日迄… 繰越申請(研究開発機関→NIBIOHN)</li> <li>●1 月中旬… 繰越承認 (NIBIOHN→研究開発機関)</li> <li>●3 月末日迄… 繰越に関する覚書締結(研究開発機関・NIBIOHN)</li> </ul>		
	V. 繰越制度について		
	1. 繰越申請の概要		
	(2) 申請書類及び提出期限		
P82	提出期限等 当該年度 12 月 23 日	提出期限等 当該年度 12 月 22 日	スケジュール更新